

川崎市健康福祉局所管 社会福祉法人の指導監査の実施状況等について

1 指導監査実施状況

(1) 所管する社会福祉法人の推移

川崎市健康福祉局が所管する指導監査の対象となる社会福祉法人は、令和7年4月1日で43法人となっています。平成23年度に法人の所管が市民・子ども局子ども本部（現在の子ども未来局）に一部移管され、減少したものの、それ以降は増加傾向でした。

令和2年4月に川崎市社会福祉協議会が7区の各区社会福祉協議会を吸収合併したため7法人減少しましたが、同年7月に新たに1法人設立されたことにより43法人になりました。

なお、法人指導監査実施状況が令和3年度に減少し、令和4年度に増加した理由は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和3年度実施予定の指導監査を一部令和4年度に延期したためとなります。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
所管法人数	42	43	46	47	48	49	49	49	49	42	43	43	43	43	43
実地監査	24	19	28	24	24	26	14	17	19	14	7	21	14	11	15
自主点検	18	24	18	23	24	23	35	32	30	28	36	22	29	32	28

子ども未来局に一部移管

市社会福祉協議会が7区の社会福祉協議会を吸収合併

(2) 指導監査の方法

社会福祉法人の指導監査は、関係法令や関係通知等に基づき、毎年度作成する指導監査の重点事項、指導監査基準、年間実施計画等に従い実施しています。

指導監査は書類審査や関係職員のヒアリング等を中心に行い、改善すべき事項等がある場合は、当該事項に関する改善報告書の提出を求めるなど、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営が確保できるよう努めています。

平成28年の社会福祉法（以下「法」という。）の改正に伴い、平成29年度以降、前回の指導監査において特に問題が認められない法人（新設法人は除く）については、その実施を原則3年に1回とすることとなりました（会計監査人を設置している特定社会福祉法人において、法人運営等に特に大きな問題が見受けられない場合は5年に1回、公認会計士・監査法人・税理士等による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が作成する報告書が提出された場合は4年に1回）。

指導監査を行わない法人においては、これまでと同様に法人自らが自主点検を実施することになりますが、会計面や運営面において問題が生じた場合などは随時監査を行うことになっています。

(3) 直近5年間における指導監査の実施状況

	指導監査 対象法人	実地 指導監査	集団指導講習	自主点検	文書指示	口頭指示
令和7年度	43	15	動画配信	28	81	109
令和6年度	43	11	動画配信	32	64	24
令和5年度	43	14	動画配信	29	56	55
令和4年度	43	21	動画配信	22	19	101
令和3年度	43	7	動画配信	36	2	21

(4) 令和7年度の実施状況

令和7年度の一般指導監査は、9月から1月に15法人に実施しました。なお、一般指導監査の内訳は、年間実施計画に基づく指導監査が14法人、運営面及び会計面で問題発生のおそれを踏まえ確認の必要性が生じ随時で実施した指導監査が1法人となります。

令和7年度の指導監査結果については、国の指導監査ガイドラインの指摘基準に基づき分類した結果、「会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っている」、「経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない」といった指示事項が多くなっています（「令和7年度 一般指導監査指示事項」参照）。

①令和7年度 指示事項の概要

- 文書指示事項（※1）のあった法人・・・・・・・・・・13法人（81事例）
 - 口頭指示事項（※2）のあった法人・・・・・・・・・・15法人（109事例）
 - 文書指示事項及び口頭指示事項のいずれもあった法人・・13法人
- ※1：文書指示事項とは文書により改善報告を要する指摘
 ※2：口頭指示事項とは文書による報告を要しない軽微な指摘

②令和7年度 文書指示及び口頭指示とした主な事例

<文書指示事項>

- 会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っている事例
 - ・発生主義で会計処理されていない
 - ・内部取引消去が行われていない
- 経理規程やその細則に定めるところにより事務処理が行われていない事例
 - ・現金管理について、経理規程で定める日数以内に入金されていない
 - ・月次報告について、経理規程の規定どおりに行われていない
- 社会福祉事業で得た収入を適切な用途制限に基づかず処理している事例
 - ・他拠点に対する貸付金が年度内に精算されていない
- 注記が適正に作成されていない事例
 - ・計算書類の金額と一致していない
 - ・注記すべき事項が記載されていない

＜口頭指示事項＞

- 理事・評議員の選任手続において特殊関係等の確認が不十分である事例
 - ・一部の理事及び評議員に関して、特殊関係（三親等以内の親族等）について具体的な確認を行っていない
- 理事会や評議員会を2回以上連続して欠席した役員や評議員がいる事例
- 経理規程やその細則に定めるところにより事務処理が行われていない事例
 - ・小口現金出納帳のチェック体制が不十分だった
- 契約等が適正に行われていない事例
 - ・契約書を作成していなかった
 - ・契約書と支払額が不一致だった
- 変更登記が行われているが、期限を過ぎている事例
 - ・資産総額の変更登記が6月末までに行われていない
 - ・理事長の変更登記が、変更が生じたときから2週間以内に行われていない

(5) 今後の課題について

令和7年度の実地指導監査においては、運営面及び会計面で問題発生のおそれを踏まえ確認の必要性が生じたため、随時指導監査を行った法人もありました。令和6年度に策定した検証報告書を踏まえ不適切な会計処理等について、法人が自主的に改善に取り組むことができるよう、文書及び口頭指摘を多く行いました。

また、引き続き、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、国の指導監査ガイドライン指摘事項を基本としつつ、実地指導監査等において、法人役員等と対話を行うことで、法人運営や経営の実態を把握し、法人に適切な指導及び助言を行ってまいります。

2 コンプライアンス（法令順守）の徹底について

令和7年度の指導監査では、役員・評議員の選任に当たり特殊関係等の確認が不十分である事例、理事会または評議員会を連続して欠席する役員・評議員がいる事例など、理事会・評議員会の機能強化が求められる事例が散見されました。また、会計基準に基づかない会計処理の事例等も確認しています。

法令違反により、法人運営に重大な支障を来すと、結果としてサービスを受ける利用者に多大な不利益を被ることにもつながります。

各法人におかれましては、遵守すべき法令等や定款及び各種規程についての研修の実施、違反行為発見時の対応などを明示するコンプライアンスマニュアル等の作成、また、職場内における情報共有や意見交換が行いやすい環境づくり等について検証いただき、従業員教育や法人ガバナンスを徹底し、適切な法人の管理・運営に努めていただくようお願いいたします。

●令和7年度 一般指導監査指示事項(ガイドラインのうち指摘事項のみ)

指示事項	指示件数		内訳	
	件数	割合	文書指示	口頭指示
I 法人運営	54	28.4%	25	29
1 定款	2	(1.1%)	0	2
・定款に必要的記載事項が記載されていない、又は定款に記載された内容と事実が異なる。	2		0	2
2 内部管理体制	0	(0.0%)	0	0
3 評議員・評議員会	28	(14.7%)	11	17
(1) 評議員の選任				
・評議員について、就任承諾書等により、就任の意思表示があったことが確認できない。	4		1	3
・評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないこと又は暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことについて、法人において確認がされていない。	7		2	5
・欠格事由や特殊の関係にある者に該当する者がいることが判明した。	2		2	0
・欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる。	5		1	4
(2) 評議員会の招集・運営				
・評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない。	2		2	0
・評議員会の1週間前(又は定款に定めた期間)までに評議員に通知がなされていない。	2		1	1
・決議を要する事項について、決議が行われていない。	1		1	0
・議事録に必要事項が記載されていない又は不十分である。	2		0	2
・計算関係書類等に関して不備がある。	1		0	1
・計算関係書類等に関して、必要な機関の承認を受けていない場合及び必要な報告が行われていない。	2		1	1
4 理事	6	(3.2%)	2	4
(1) 定数				
(2) 選任及び解任				
・理事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない。	3		1	2
(3) 適格性				
・理事の選任手続において、理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認していない。	2		1	1
・欠席が継続しており、名目的・慣例的に選任されていると考えられる役員がいる。	1		0	1
5 監事	4	(2.1%)	3	1
(1) 選任及び解任				
・監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない。	2		1	1
・監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと、理事又は職員を兼ねていないこと、各役員と特殊関係にある者が含まれていないこと、暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないことについて確認していない。	1		1	0
(1) 職務・義務				
・理事会に2回以上続けて欠席した監事がある(やむを得ない事情がある場合を除く)。	1		1	0
6 理事会	11	(5.8%)	6	5
(1) 審議状況				
・理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない。	1		1	0
・議案について特別な利害関係を有する理事が議決に加わっている。	3		3	0
・理事会の決議を要する事項について決議が行われていない。	1		1	0
・理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がない。	1		0	1
・理事長及び業務執行理事(選任されている場合)が、理事会において、3か月に1回以上(定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上)職務執行に関する報告をしていない。	5		1	4
7 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	3	(1.6%)	3	0
(1) 報酬				
(2) 報酬の支給				
・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない。	1		1	0
・理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていない。	1		1	0
(3) 報酬等の総額の公表				
・役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表していない。	1		1	0
II 事業	5	2.6%	5	0
(1) 社会福祉事業				
・社会福祉事業の収入を認められない用途に充てている。	5		5	0
III 管理	131	68.9%	51	80
1 資産管理	2	(1.1%)	2	0
(1) 基本財産				
・法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産について基本財産として定款に記載されていない。	2		2	0
2 会計管理	107	(58.3%)	40	67
(1) 規程・体制				
・経理規程の内容に不備がある。	5		0	5
・経理規程の内容が法令又は通知に反する。	1		0	1
・経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない。	21		5	16
(2) 会計処理				
・予算の執行及び資金等の管理に関する体制に不備がある。	1		0	1
・経理規程等により、会計責任者の設置等の管理運営体制について定められていない。	3		0	3
・管理運営体制に関する経理規程等に定める手続がなされていない。	5		0	5
・会計処理の基本的取扱いに合わない会計処理を行っている。	27		18	9
・作成された計算書類に不備がある。	14		1	13
・作成すべき計算書類が作成されていない。	1		1	0
・予算とその執行に軽微な範囲とは言えない乖離があるが、補正予算が編成されていない。	11		0	11
・時価評価を行うべき資産が把握されているにもかかわらず、時価評価が行われていない。	1		1	0
(3) 会計帳簿				
・会計帳簿は適正に整備されていない。	1		0	1
(4) 附属明細書				
・注記事項について計算書類の金額と一致していない。	3		3	0
・把握された注記すべき事項が注記されていない。	6		5	1
・附属明細書について計算書類の金額と一致していない。	3		3	0
(5) 財産目録				
・作成された財産目録に不備がある。	1		0	1

指 示 事 項	指示件数		内 訳	
	件数	割合	文書指示	口頭指示
・財産目録における基本財産が定款と一致しない。	3		3	0
3 その他	22	(11.6%)	9	13
(1)その他				
・法人の関係者に特別の利益を供与していることが認められる。	3		2	1
・変更登記が行われている又は手続き中であるが、期限を過ぎている。	5		0	5
・契約等に不備がある。	9		2	7
・指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するもの。	5		5	0
合 計	190	100%	81	109